

事務連絡
令和元年5月31日

各 { 県衛生主管部(局)
保健所設置市 } 殿
保健所

中国四国厚生局健康福祉部医事課

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則改正に伴う説明会の開催について

平素より再生医療等の安全性の確保ならびにその推進につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与することを目的として、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）」が平成26年11月に施行され、約4年が経過しました。

今般、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則および臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第140号。以下「改正省令」という。）」が平成30年11月30日に公布、平成31年4月1日に施行されました。

本省令改正に伴う再生医療等提供計画の変更届提出の経過措置は、改正省令の施行後1年（令和2年3月31日まで）とされており、必要な手続きを行わず経過措置期間を超えると、再生医療等を提供することが出来なくなります。

つきましては、改正省令について理解を深めていただくとともに、都道府県等と中国四国厚生局との平時からの連携体制をさらに深めるため、下記により説明会を開催いたします。ご多用中とは存じますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

また、貴管下医療機関及び関係機関・関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

日時：令和元年7月1日（月） 13:30～15:30

場所：広島合同庁舎

1号館附属棟2階共用大会議室

(広島市中区上八丁堀6-30)

※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください

参加申し込み期間

令和元年5月31日(金)10:00～令和元年6月14日(金)17:00

参加申込方法

中国四国厚生局ホームページ掲載の申し込みフォームをメール添付若しくはFAX送信にて申込をして下さい。

連絡・照会先

〒730-0017

広島県広島市中区鉄砲町7-18

東芝フコク生命ビル2階

中国四国厚生局健康福祉部 医事課

担当：片桐・橋田

TEL：082-223-8204

FAX：082-223-7889

E-mail：saisei-chushi@mhlw.go.jp

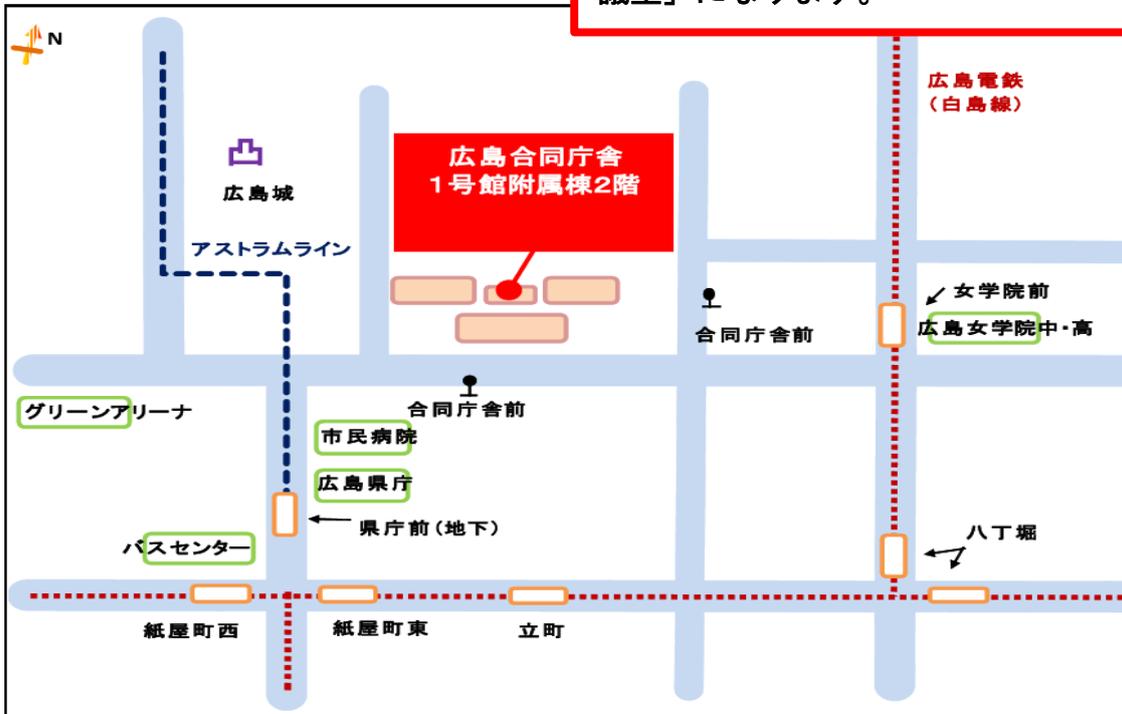
広島合同庁舎配置図

駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



会場案内図(広島合同庁舎)

説明会会場は、1号館附属棟2階「共用大会議室」になります。



- アクセス
- 徒歩 JR 広島駅から約 20 分。広島バスセンターから約 10 分
 - バス 広島駅南口のバス乗り場 B ホーム 7 番、8 番、9 番から、合同庁舎前バス停で下車
 - 路面電車 広島駅南口の広島電鉄乗り場 1 番線、2 番線、6 番線から、立町で下車。徒歩約 10 分
 - アストラムライン 県庁前駅を下車。東 2 出口から徒歩約 10 分